



令和4年度 宇宙活動法に関する 事業者向け説明会

令和5年3月1日（水）

内閣府宇宙開発戦略推進事務局
宇宙活動法担当

令和4年度宇宙活動法に関する事業者向け説明会

目次

(1) 宇宙活動法について

(2) 申請手続きの流れと申請書作成時の留意点について

(3) 許可を受けた後の留意点について

(4) 参考情報

(1) 宇宙活動法について

(1-1) 許可制度

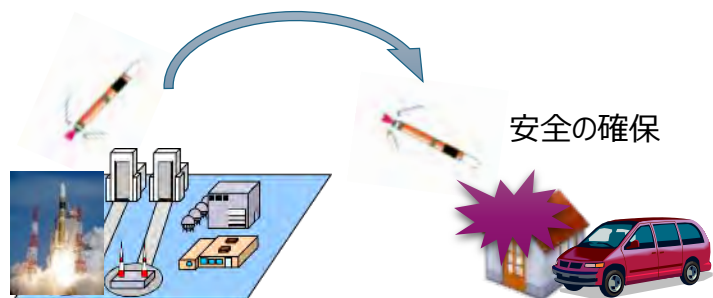
(1-2) 法令等

(1-3) 人工衛星の管理に係る許可の対象

(1-1) 許可制度

人工衛星等の打上げに係る許可制度

1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。

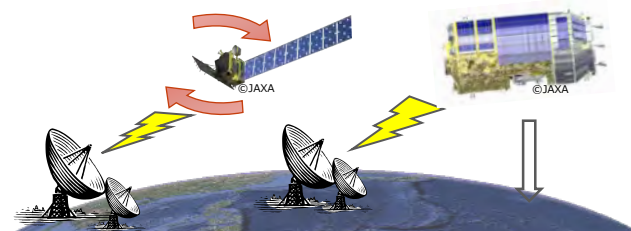


人工衛星の管理に係る許可制度

人工衛星の管理を許可制とし、

- ① 宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、
- ② 宇宙空間の有害な汚染等の防止、
- ③ 再突入における着地点周辺の安全確保

等について事前審査。



(1-2) 法令等

法律

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

政令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令

府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく
審査基準・標準処理期間

- 人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン
 - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法（ロケット）
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン
- 打上げ施設の適合認定に関するガイドライン
- 人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン
 - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法（人工衛星）
- 軌道上サービスを実施する人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン
- 第三者損害賠償制度に関するガイドライン
- 申請マニュアル
 - 別紙1 ロケット記載例
 - 別紙2 人工衛星記載例

- 宇宙物体登録に係る届出マニュアル

法令義務

法令義務を
満たすための
方策の一例

(1-3) 人工衛星の管理に係る許可の対象

適用対象

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合

人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がある場合

- 人工衛星を制御するコマンドの一部又は全部を国内の人工衛星管理設備で生成し、当該信号をネットワーク等を経由して国内の地上局（アンテナを備える場所）は用いずに国外のアンテナ設備のみから送信し、人工衛星を制御する場合
- 国外に引き渡す人工衛星について、国内に所在する人工衛星管理設備を用いて初期チェックアウトを行う場合
- 国外の人工衛星管理設備のみを用いて管理されていた人工衛星を、その管理の途中から国内に所在する人工衛星管理設備を用いて運用を開始する場合
- 宇宙ステーションからの放出により国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を開始する場合
- 人工衛星からの分離物（例：親機から分離した子機）について、分離後に国内に所在する人工衛星管理設備を用いてその管理を行う場合

(1-3) 人工衛星の管理に係る許可の対象

適用対象

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合

- 以下についても、許可を必要とする場合がありますので事務局までご相談下さい。
 - 国外に所在する人工衛星管理設備を主に使用し、国内に所在する人工衛星管理設備をバックアップとして使用する場合であっても、許可を必要とする場合があります。
 - 宇宙活動法の全面施行時点（2018年11月15日）において、既に行われていた人工衛星の管理で、同じ管理者が管理を継続しているケースについては許可の取得は不要です。ただし、当該人工衛星について新たに人工衛星の管理が開始される場合（例：別の事業者に譲渡する場合）、許可を必要とする場合があります。
- 打ち上げるロケットや射場が、国内か国外のものであるかは関係ありません。

(1-3) 人工衛星の管理に係る許可の対象

適用対象

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合

人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がない場合

- 国内に所在する人工衛星管理設備（バックアップを含む）を用いて、コマンドのアップリンクを含む一切の人工衛星の管理を行わない場合
- 人工衛星を制御するコマンドを国外の人工衛星管理設備で生成し、当該信号をネットワーク等を経由して国内外の地上局（地上アンテナ設備）からアップリンクし、人工衛星を管理する場合。ただし、人工衛星の管理にクラウドサービスを使用する場合、許可を必要とする場合がありますので前広にご相談下さい。
- 人工衛星管理設備を用いて人工衛星の位置、姿勢及び状態をモニタするが、人工衛星に対してコマンドのアップリンクを行わない場合
- 宇宙ステーションの内部又は外部に配置され一体運用される場合
- 人工衛星からの分離物（例：親機から分離した子機）について、分離後にその管理を行わない場合（テレメトリのモニタのみで、コマンドのアップリンクを行わない場合）

(2) 申請手続きの流れと申請書作成時の留意点について

(2-1) 一般的な申請の流れ 共通

(2-2) 申請書作成時の留意点 人工衛星

(2-1) 一般的な申請の流れ

事前相談

① 全般的な対話

- プログラムの計画段階や設計段階等における全般的な状況を共有下さい。

② 申請書ドラフトに基づく助言等

- 申請書のドラフトを提示頂き、記述内容に対しての具体的な質疑やコメントのやりとりをさせて頂き、書類の完成度を高めていきます。

詳細後述

申請

- 電子媒体(PDFファイル)で、内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下、事務局）へ電子送付下さい。

許可証発行

- 電子媒体(PDFファイル)で送付致します。

(2-1) 一般的な申請の流れ

事前相談

① 一般的な対話

- プログラムの計画段階や設計段階等における一般的な状況を共有下さい。
- 具体的には、事業者から、下記等の一般的な情報を提供下さい。
 - 人工衛星の管理の場合、人工衛星の目的、軌道、サイズ、構成、展開物、分離結合要素、運用体制、製作スケジュール等 (*)
 - ロケット関連の場合、打上げる人工衛星、規模、構成、射点、燃料や射場で用いる保安物、飛行安全、スケジュール等
- 上記に関するweb会議等を通じて、事務局から、申請書作成に向けた一般的な留意点等について、助言等をさせていただきます。

(*) 以下のような要素を持つ人工衛星の場合は、前広な相談を推奨します。

- 惑星探査
- 子衛星や、他物体を分離する人工衛星
- 他衛星と結合、ランデブする人工衛星
- 制御再突入をさせるもの
- 複数の組織で分担して運用する人工衛星

(2-1) 一般的な申請の流れ

事前相談

② 申請書ドラフトに基づく助言等

- 申請書のドラフトを提示いただき、記述内容に対しての具体的な質疑やコメントのやりとりをさせて頂き、書類の完成度を高めていきます。
- 初度のドラフト版では部分的に空欄の項目があっても結構です。
- 以降、申請書のドラフトに対する質疑修正要請等をメールやweb会議等を通して、書類の更新に向けた助言等をさせて頂きます。

(参考) 人工衛星の管理に係る申請書等の構成例

- ◆ 申請書本紙
- ◆ 別紙1 (人工衛星の構造)
- ◆ 別紙2 (管理計画)
- ◆ 添付資料1 (人工衛星の構造に係る基準適合性評価)

(2-2) 申請書作成時の留意点について

- 様式は最新のものをご利用下さい。内閣府HPの「宇宙活動法に関する申請受付について」から最新の様式をダウンロード頂けます。



内閣府HP 宇宙活動法に関する申請受付について

https://www8.cao.go.jp/space/activity/application/space_activity/application.html

(2-2) 申請書作成時の留意点について

- 人工衛星の管理に係る許可は、終了措置を講じるまでを含むものとなります。申請者は、終了措置を講じるまで責任をもって人工衛星の管理を行える方として下さい。なお、申請書の作成に際して衛星製造事業者等の支援を受ける場合でも、この点を十分に認識の上、申請書を作成下さい。
- 複数の組織で運用するケースにおいては、責任分担を明確に記載して下さい。
 - 人工衛星の機能によって分担するケース
 - 運用フェーズによって、分担するケース（軌道上引き渡し等）
 - 指揮を執る組織と、指揮に基づいて実務を行う組織とで分担するケース
- 人工衛星概要図には寸法を記載して下さい。
- 人工衛星の管理に係る業務を行う役員の氏名（申請者が法人の場合）は、法人の役員の方として下さい。
- 書類にはページ番号を記載して下さい。採番方法は任意ですが、例えば、申請書本紙～別紙1～別紙2までを通し番号、添付資料1は「添1-1」等として頂くと申請書全体として見やすくなります。

(2-2) 申請書作成時の留意点について

- 技術的な機能を説明する部分や、運用体制の役割分担を説明する部分は、主語を省かず、正確で、かつ誤解なく伝わるような表現として下さい。
- 図表の表記と、文章での表記が同じものを表す場合は、表記を統一して下さい。

(2-2) 申請書作成時の留意点について

- 分離展開機構等の動作時における評価については、展開動作が分かりやすいよう図を挿入するなどして示して下さい。
- 傷害予測数について溶融解析ツール等を用いて評価する際は、ツールの入出力画面をエビデンスとして添付して頂くことを推奨します。
- 「意図しない物体放出防止」に関しては、原則として、機械環境試験の結果を記載してください。その際、試験条件が適性であること（打ち上げロケットから要求提示された条件であることなど）や、確実に印加されたことを示すグラフを記載して下さい。

(3) 許可を受けた後の注意点について

(3-1) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録 共通

(3-2) 人工衛星等の打上げに係る許可の失効届出書 打上げ

(3-3) 変更の許可の申請または届出を要する代表的な例 衛星管理

(3-4) 変更の許可の申請を要する代表的な例 打上げ

(3-5) 人工衛星の管理に係る終了措置届出書 衛星管理

(3-6) 管理計画の遵守及びその他所要の手続き 衛星管理

(3-1) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録

- 宇宙物体登録に関する手続きは、主に以下に定める事項が生じた日から30日以内に事務局宛に実施することとしています。
- 新規に打ち上げられた宇宙物体（人工衛星等）の手続きを失念するケースが散見されるのでご注意ください。
 - 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録（新規）
 - 宇宙物体の所有者又は管理者の変更等による宇宙物体登録内容の変更（変更）
 - 宇宙物体の停波又は再突入による宇宙物体登録内容の追記（追記）
- なお、運用軌道への遷移中のため軌道情報が未確定の場合や、軌道に投入された人工衛星と通信を行えないために国際標識番号の特定が行えない場合等、30日以内の手続きが難しい場合には、事務局へご相談下さい。手続きの詳細については『宇宙物体登録に係る届出マニュアル*』をご参照下さい。

* 宇宙物体登録に係る届出マニュアル https://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/documents/manual-spaceobjt.pdf

(3-1) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録

- 宇宙物体登録の様式*に記入する際は、以下についてご留意下さい。

様式のPart Aについて

- 「COSPAR international designator」欄に記載する国際標識番号は、「西暦4桁ハイフン数字3桁アルファベット」の形式で記載して下さい。(例：2021-567H)
- 「Territory or location of launch」欄に記載する打上げ場所は、
 - Tanegashima Space Center, Kagoshima, Japan
 - Uchinoura Space Center, Kagoshima, Japan
 等の形式で記載して下さい。
- 「General function」欄には、何かしら文章で記載して下さい。



UNITED NATIONS REGISTER OF OBJECTS LAUNCHED INTO OUTER SPACE

Registration Information Submission Form (as at 1 January 2010)

Note: This form is available from <http://www.unoosa.org/oosa/SORregister/resources.html>. Please see annex for instructions and definitions. Completed forms should be sent by hardcopy through Permanent Missions to UNOOSA and electronically to sorregister@unoosa.org.

Part A: Information provided in conformity with the Registration Convention or General Assembly resolution 1721 B (XVI)			
New registration of space object (see below for reference sources)	Yes <input type="checkbox"/>	Submitted under the Convention: ST/SG/SER/E/ _____	Check box: UN document number in which previous registration data was distributed to Member States
		Submitted under resolution 1721B: AIAC.105/INF. _____	
Launching State/States/international intergovernmental organization			Under the Registration Convention, only one State of registry can exist for a space object. Please see annex.
State of registry or international intergovernmental organization	Other launching States (where applicable. Please see attached notes.)		
Designator			
Name	COSPAR international designator (see below for reference sources)		
National designator/registration number as used by State of registry			
Date and territory or location of launch			
Date of launch (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Territory or location of launch (see below for reference sources)			
Basic orbital parameters			
Nodal period			minutes
Inclination			degrees
Apogee			kilometres
Perigee			kilometres
General function			
General function of space object (if more space is required, please include text in a separate MSWord document)			
Change of status			
Date of decay/reentry/orbit (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Sources of information			
UN registration documents	http://www.unoosa.org/oosa/SORregister/indexstateix.html		
COSPAR international designators	http://nssdc.gsfc.nasa.gov/spacewam/		
Global launch locations	http://www.unoosa.org/oosa/SORregister/resources.html		
Online Index of Objects Launched into Outer Space	http://www.unoosa.org/loos/index.html		

V.09-87779 (E)
0987779

* 宇宙物体登録の様式 (Word ファイル) <http://www.unoosa.org/oosa/en/spaceobjectregister/resources/index.html>

(3-1) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録

様式のPart Bについて

- 「Launch vehicle」欄に記載する
打上げロケットの名称及び号機数は、
 - H-IIA Launch Vehicle Flight No.**
 - Epsilon Launch Vehicle Flight No.*
 等の形式で記載して下さい。

- 「Other information」欄には、
以下の例のように文章で記載して下さい。

(例) Launching organization is ****.

****には

「Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.」や
「JAXA」等を記載



UNITED NATIONS REGISTER OF OBJECTS LAUNCHED INTO OUTER SPACE

Part B: Additional information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space, as recommended in General Assembly resolution 62/101			
Change of status in operations			
Date when space object is no longer functional (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Date when space object is moved to a disposal orbit (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Physical conditions when space object is moved to a disposal orbit (see COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines)			
Basic orbital parameters			
Geostationary position (where applicable, planned/actual)			degrees East
Additional Information			
Websites:			
Part C: Information relating to the change of supervision of a space object, as recommended in General Assembly resolution 62/101			
Change of supervision of the space object			
Date of change in supervision (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Identity of the new owner or operator			
Change of orbital position			
Previous orbital position			degrees East
New orbital position			degrees East
Change of function of the space object			
Part D: Additional voluntary information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space			
Basic information			
Space object owner or operator			
Launch vehicle			
Celestial body space object is orbiting (if not Earth, please specify)			
Other information (information that the State of registry may wish to provide)			
Notions			
Sources of information			
General Assembly resolution 62/101	http://www.unoosa.org/osa/SORRegister/sources.html		
COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines	http://www.unoosa.org/osa/SORRegister/sources.html		
Texts of the Registration Convention and relevant resolutions	http://www.unoosa.org/osa/SORRegister/sources.html		

(3-2) 人工衛星等の打上げに係る許可の失効届出書

- 打上げ実施者は人工衛星等の打上げを終えたときには、宇宙活動法第11条（死亡等による許可の失効）に定める届出を打上げ後30日以内に行わなければなりません。この届出を打上げ後30日以内に行わない場合、宇宙活動法第8章の罰則の対象となるため、打上げ実施者においてはご注意ください。
- 関連法令

宇宙活動法第11条（死亡等による許可の失効）

前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなった日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であった個人又は打上げ実施者であった法人を代表する役員

(3-3) 変更の許可の申請を要する代表的な例

- 変更の許可の申請の代表的な例
 - 管理計画の実行に影響を与える人工衛星管理設備の削除や変更
 - 当初申請にはない機器等の追加搭載による人工衛星の構造の変更
- 関連法令（衛星管理）

宇宙活動法第23条（変更の許可等）

第二十条第一項の許可を受けた者（以下「人工衛星管理者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項（※以下の枠内）を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

宇宙活動法第20条（許可）

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 人工衛星管理設備の場所（船舶又は航空機に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、人工衛星に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該人工衛星の名称その他当該人工衛星を特定するものとして内閣府令で定める事項）
- 三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道
- 四 人工衛星の利用の目的及び方法
- 五 人工衛星の構造
- 六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置（以下「終了措置」という。）の内容
- 七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画（以下「管理計画」という。）
- 八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者（以下「死亡時代理人」という。）の氏名又は名称及び住所
- 九 その他内閣府令で定める事項

(3-3) 変更の届出を要する代表的な例

- 軽微な変更であれば届出の手続きとなる場合があります。
 - 人工衛星管理者の氏名又は名称及び住所を変更する場合（ただし、譲渡等により、事業者が変わる場合は承継の手続きが必要となります。）
 - 経営層や学長などの人事異動により、「人工衛星の管理に係る業務を行う役員」に記載する方を変更する場合（使用人を変更する場合も同様）
 - 人工衛星管理設備の場所を変更する場合（機能、構成、既存局のインターフェースなどが変わる場合などは、変更許可にすべき場合もあります。）
 - 人工衛星の軌道（物体登録情報の変更手続きを頂く必要があります。）
 - 宇宙活動法第20条第2項第4号から第8号までに掲げる事項に関して、実質的な変更を伴わない場合
- 変更許可の申請と変更届出のいずれに該当するか明確に判断できない場合は、事前に事務局へご相談下さい。

(3-4) 変更の許可の申請を要する代表的な例

● 関連法令（打上げ）

宇宙活動法第7条（変更の許可等）

第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項**第二号から第五号までに掲げる事項（※以下の枠内）**を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があった場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき及び型式別施設安全基準に変更があった場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

宇宙活動法第4条（許可）

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計（第十三条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあつては外国認定を受けた旨）

三 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号）

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項

(3-5) 人工衛星の管理に係る終了措置届出書

- 宇宙活動法第28条（終了措置）には、人工衛星管理者は、人工衛星の管理を終了しようとするときは、**あらかじめ**、その旨を内閣総理大臣に届け出ることが規定されています。この届出をあらかじめ行わない場合、宇宙活動法第8章の罰則の対象となるため、人工衛星管理者においては、今一度申請書の終了措置を見直し、適切な終了措置の実行と時間に余裕を持った届出を行うようお願いします。
- 特に、終了措置として、自然落下による地球への再突入の直前まで人工衛星の管理を行う場合は、時間的余裕がなくなりますので、早めに事務局へご相談下さい。

• 関連法令

宇宙活動法第28条（終了措置）

人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

(3-6) 管理計画の遵守及びその他所要の手続き

- 宇宙活動法では第60条～第65条にあるような罰則規定が定められており、万一以下に例示するような違反事項があると、将来の一定期間、許可を受けられなくなる場合もあり得ることにご留意の上、人工衛星の管理を行って下さい。
 - 申請書の記載した内容の通りに人工衛星の運用を行わなかった場合
 - 管理計画、地上局や運用体制などを含め、申請書の内容を変更する場合に変更許可申請や届出を行わない場合
 - 終了措置の届出など、宇宙活動法で定める届出を行わない場合

など

(4) 参考情報

- 「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」の改訂（2022年5月）
 - 人工衛星の管理に係る許可に関するガイドラインの中の、分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止に係る規定を改訂し、軌道上で大きな有効衝突面積を持つ機器等を分離するケースに対して、衝突確率の評価基準を含め、分離ミッションに求められる事項を同ガイドラインに示した。
- 「民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0（経済産業省）」の策定（2022年7月）
 - 掲載先（経済産業省サイト）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_uchu_sangyo/20220721_report.html